歩道幅員が狭い場合(１.５ｍ)の切下げ方法

◎平面図

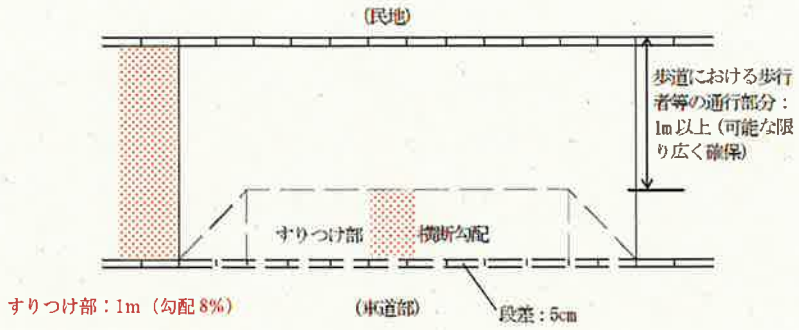

◎断面図（歩道面と車道面との高低差 20 ㎝の場合）

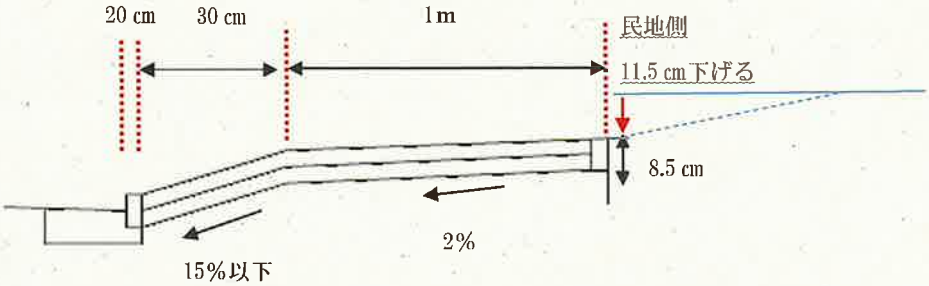

国土交通省　歩道の一般的構造に関する基準では、歩行者等の安全な通行を確保するため、次のようなルールが定められています。

1.　歩道の歩行者通行部分の幅員
⇒歩道における歩行者が通行する部分は、【原則として 1m 以上】を確保するものとする。これにより、車いす使用者や複数の歩行者が円滑に通行できるよう配慮する。

2.　縦断勾配
⇒【原則として 5%以下】に設定し、車いす使用者などの円滑な通行を確保する。
やむを得ない場合は、最大 8%まで許容とする。

3.　横断勾配
⇒雨水の排水を考慮し、【標準を 2%】とする。
透水性舗装などを用いる場合は、1%以下に設定可能。
縦断勾配により十分な排水が確保できる場合、横断勾配は設けない。

4.　すりつけ部の縦断勾配
⇒すりつけ部の縦断勾配については、車いす使用者等の安全な通行を考慮し、5%以下とすることが望ましい。ただし、路面凍結や積雪の状況を考慮し、歩行者の安全な通行に支障をきたす恐れがない場合や、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、【最大で 8%以下】とすることが可能とする。